

「ゾーン30」速度規制で交通事故防止

車両の速度を30キロに制限することで、児童の通学路を含む生活道路を歩く子どもや高齢者らを交通事故から守るための安全対策として、関屋近鉄住宅地自治会の区域が「ゾーン30」に設定され、香芝市で初めての運用が開始されました。

この区域は、朝の通勤時間帯に国道165号線への通り抜けを急ぐ車両等が増加し、ヒヤリハット事案が多発していました。

このような状況のため、地域住民のみなさんの同意により区域内の速度規制について要望された結果、香芝警察署の積極的な推進により今回の設定運用の開始となりました。

この設定された区域の出入口7箇所には、30キロの速度規制標識が設置され、また、ゾーン30という路面表示がされたことで、ゾーン区域であることが分かるように施工されています。

また、3月15日の朝に、自治会、奈良県交通安全協会香芝分会、関屋小学校など地域の方々と香芝警察署員、市職員によりまして、通行されるドライバーに、「この区域の制限速度は30キロです、スピードを落として安全運転をお願いします。」と声をかけ啓発活動を行いました。

市では、歩行者等の安全な通行が最優先されることを確保するため、「ゾーン30」の導入を推進したいと考えております。

